3　安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等の生産及び販売並びにその原材料等の調達又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供の現状

（1）特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売又は特定重要物資等供給不可欠役務の提供の現状について（注１～４）

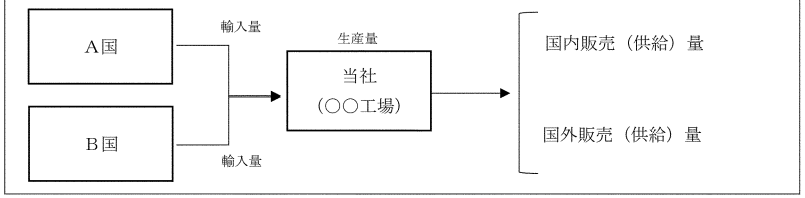
特定重要物資等の品目名：		
①　生産量（注５）		単位/年
①－１国内生産量		/年
①－２国外生産量		/年
②主要な原材料等の調達量（注６～９）		/年
②－１原材料名（調達先国・地域）		/年
②－１原材料名（調達先国・地域）		/年
②－１原材料名（調達先国・地域）		/年
②－２原材料名（調達先国・地域）		/年
②－２原材料名（調達先国・地域）		/年
②－２原材料名（調達先国・地域）		/年
③最終販売量（注５）		/年
③－１国内販売（供給）量		/年
③－２国外販売（供給）量		/年

特定重要物資等供給不可欠役務の種目名：		
④役務の提供量（注１０）		/年
④－１国内向け提供量		/年
④－２海外向け提供量		/年
⑤役務の提供に必要な物資の調達量		/年
⑤－１物資名（調達先国・地域）		/年
⑤－２物資名（調達先国・地域）		/年

（注１）　特定重要物資等の生産、販売、調達に係る取組を行う場合には①～③を、特定重要物資等供給不可欠役務の提供に係る取組を行う場合には、④、⑤を記入すること。
（注２）　２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表を追加して品目ごとに記載すること。
（注３）　取組実施の前事業年度の数値及び実績をもとに記載すること。
（注４）　①から③までのいずれの項目についても、単位（例：台、式、ｔ　等）を記載すること。また、③に関しては、可能な限り金額（売上額・百万円単位）についても併記すること。
（注５）　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。以下「令」という。）第１条第８号に掲げる特定重要物資に係る申請者については、「生産量」は「売上額」と読み替えて記載すること。その際、③に関しては記載を要さない。
（注６）　必要に応じ、行を追加して原材料・調達先を分けて記載すること。また、補足として、同趣旨の資料を提出することとして差し支えない。
（注７）　原材料等とは、特定重要物資の生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムを指す。
（注８）　原材料等の調達状況を把握するための欄であり、本申請に係る特定重要物資の原材料のうち、申請者が本申請に係る特定重要物資の生産や調達等のために基幹的な役割を果たす原材料等と位置付けるもの及び左記以外で本申請に係る特定重要物資以外に指定されている特定重要物資について記載するものとし、左記に該当する主要な原材料等が複数ある場合は、行を追加して原材料ごとに記載すること。
（注９）　記載対象は原材料等ごとに取引量又はサプライチェーン全体に占める調達額の多い上位３社（企業の名称及び調達先国・地域名）について記載すること。なお、３以上の調達先国・地域を記載することは差し支えない。
（注１０）　役務の提供状況を定量的に把握するための欄であり、役務の種目に応じて適切な単位を設定して記載すること。

（2）上記（1）で記載した調達先・販売（供給）先又は役務の提供先を含め、当該特定重要物資等に係るサプライチェーンの現状について、図などを用いて簡潔に記載すること。

（例）



（注）申請者が複数の場合は、申請者ごとにそれぞれ（1）及び（2）を記載。